

第92号議案

養父市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部
変更について

養父市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について、豊岡市議会基本条例（平成24年豊岡市条例第52号）第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

（理由）

養父市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため。

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

豊岡市（以下「甲」という。）と養父市（以下「乙」という。）とは、平成24年7月3日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

周産期医療体制及びネットワークの整備	取組の内容	但馬こうのとり周産期医療センターの機能の充実を図る。 南但馬の分娩体制を維持するため、公立八鹿病院と公立豊岡病院との周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療センターの運営に必要な費用を負担するとともに、取組の調整を図る。 (2) 乙や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療センターの運営に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。
救急医療体制の充実	取組の内容	ドクターカーの安定的な運行により、圏域の救命率の向上及び後遺症の軽減を図る。 また、圏域に小児救急医療電話相談を共同で設置し、症状に応じた適切な対処方法、受診への助言等を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な

		費用を負担する。 (2) 乙や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。

2 教育

専門職大学の誘致	取組の内容	圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やU I ターン促進を図る。
	甲の役割	乙や兵庫県、関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進め、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進める。

3 産業振興

農作物被害防止対策等の推進	取組の内容	野生動物による農作物の被害を防止するため、圏域における被害防止対策を推進する。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、野生動物防護柵の設置や地元猟友会による有害鳥獣捕獲のための支援等を行う。また、圏域外との被害防止対策の情報交換を行い、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、野生動物防護柵の設置や地元猟友会による有害鳥獣捕獲のための支援等を行う。また、圏域外との被害防止対策の情報交換を行う。

4 防災

防災力の向上	取組の内容	大規模災害発生時における相互応援協定に基づき、圏域の応援体制の強化を図る。
--------	-------	---------------------------------------

	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成29年 月 日

豊岡市中央町 2 番 4 号

甲 豊岡市

豊岡市長 中 貝 宗 治

養父市八鹿町八鹿1675番地

乙 養父市

養父市長 広 瀬 栄

定住自立圏の形成に関する協定書（変更箇所）

変更前			変更後		
別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野			別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野		
1 医療			1 医療		
周産期医療体制及びネットワークの整備	取組の内容	公立豊岡病院に、 <u>周産期医療センターを整備するとともに、運営体制等と併せて機能の充実を図る。</u> 南但馬の分娩体制を維持するため、公立八鹿病院と公立豊岡病院との周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。	取組の内容	但馬こうのとり <u>周産期医療センター</u> の 機能の充実を図る。 南但馬の分娩体制を維持するため、公立八鹿病院と公立豊岡病院との周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。	
		(1) 乙や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する <u>周産期医療センターを整備するため</u> に、取組の調整を図る。			
		(2) 乙や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、取組の調整を図る。			
	甲の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する <u>周産期医療センターを整備するため</u> に、取組の調整を図る。	甲の役割		
		(2) 乙や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、取組の調整を図る。			
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する <u>周産期医療センターを整備するため</u>	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する <u>但馬こうのとり周産期医療センター</u> の運	

		—に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワーク構築に向けた検討を行う。
救急医療体制の充実	略	略
2 産業振興		
略		
3 防災		
略		

		堂に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワーク構築に向けた検討を行う。
救急医療体制の充実	略	略
2 教育		
専門職大学の誘致	専門職大学の誘致	圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やＵＩターン促進を図る。
	取組の内容	乙や兵庫県、関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進め、取組の調整を図る。
	甲の役割	甲や関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進める。
3 産業振興		
略		
4 防災		
略		

第93号議案

朝来市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部
変更について

朝来市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について、豊岡市議会基本条例（平成24年豊岡市条例第52号）第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

（理由）

朝来市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため。

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

豊岡市（以下「甲」という。）と朝来市（以下「乙」という。）とは、平成24年7月3日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

医療体制の確保	取組の内容	圏域の医療体制を維持するため、公的医療機関等の医師など、医療資源の確保に向けた取組を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、医師、看護師などの確保に向けた取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (2) 乙や関係市町等と連携し、適正受診の啓発や、医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (3) 乙と連携し、医師確保のために必要な支援を行う。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、医師、看護師などの確保に向けた取組を行う。 (2) 甲や関係市町等と連携し、適正受診の啓発や、医療情報の提供のための取組を行う。 (3) 甲と連携し、医師確保のために必要な支援を行う。
周産期医療体制及びネットワークの整備	取組の内容	但馬こうのとり周産期医療センターの機能の充実を図る。 南但馬の分娩体制を維持するため、公立八鹿病院と公立豊岡病院との周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療セ

		ンターの運営に必要な費用を負担するとともに、取組の調整を図る。 (2) 乙や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療センターの運営に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。
救急医療体制の充実	取組の内容	ドクターカーの安定的な運行により、圏域の救命率の向上及び後遺症の軽減を図る。 また、圏域に小児救急医療電話相談を共同で設置し、症状に応じた適切な対処方法、受診への助言等を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。 (2) 乙や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。

2 教育

専門職大学の誘致	取組の内容	圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やU I ターン促進を図る。
	甲の役割	乙や兵庫県、関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進め、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を

		積極的に進める。
--	--	----------

3 防災

防災力の向上	取組の内容	大規模災害発生時における相互応援協定に基づき、圏域の応援体制の強化を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成29年 月 日

豊岡市中央町2番4号

甲 豊岡市

豊岡市長 中 貝 宗 治

朝来市和田山町東谷213番地1

乙 朝来市

朝来市長 多 次 勝 昭

定住自立圏の形成に関する協定書（変更箇所）

変更前			変更後		
別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野			別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野		
1 医療			1 医療		
医療体制の確保 周産期医療体制 及びネットワーク の整備	略	略	医療体制の確保	略	略
			周産期医療体制 及びネットワーク の整備		但馬こうのとりの周産期医療センターの 機能の充実を図る。 南但馬の分娩体制を維持するため、 公立八鹿病院と公立豊岡病院との周 産期医療ネットワークの構築に向け た検討を行う。
			取組の内容		甲の役割
					(1) 乙や関係市町等と連携し、圏域の ハイリスク患者に対応する <u>但馬こ うのとりの周産期医療センターの運 営に必要な費用を負担するととも に、取組の調整を図る。</u> (2) 乙や関係市町等と連携し、圏域の 周産期医療ネットワークの構築に 向けた検討を行うとともに、取組の 調整を図る。
	甲の役割				(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域の ハイリスク患者に対応する <u>但馬こ</u>
			乙の役割		

		医療センターを整備するため に必要なる費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の 周産期医療ネットワーク構築に向 けた検討を行う。
救急医療体制の 充実	略	略
2 防災		
略		

		このとり周産期医療センターの運 営に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の 周産期医療ネットワーク構築に向 けた検討を行う。
救急医療体制の 充実	略	略
2 教育		
専門職大学の誘 致	取組の内容	圏域内に高等教育機関を誘致し、教 育環境を充実させることにより、若者 の転出抑制やU I ターン促進を図る。
	甲の役割	乙や兵庫県、関係市町等と連携し、 専門職大学の誘致を積極的に進め、取 組の調整を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、専門職大 学の誘致を積極的に進める。
3 防災		
略		

第94号議案

香美町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部
変更について

香美町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について、豊岡市議会基本条例（平成24年豊岡市条例第52号）第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

（理由）

香美町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため。

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

豊岡市（以下「甲」という。）と香美町（以下「乙」という。）とは、平成24年7月3日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

周産期医療体制及びネットワークの整備	取組の内容	但馬こうのとり周産期医療センターの機能の充実を図る。 南但馬の分娩体制を維持するため、公立八鹿病院と公立豊岡病院との周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療センターの運営に必要な費用を負担するとともに、取組の調整を図る。 (2) 乙や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療センターの運営に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。
救急医療体制の充実	取組の内容	ドクターカーの安定的な運行により、圏域の救命率の向上及び後遺症の軽減を図る。 また、圏域に小児救急医療電話相談を共同で設置し、症状に応じた適切な対処方法、受診への助言等を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な

		費用を負担する。 (2) 乙や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。

2 教育

専門職大学の誘致	取組の内容	圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やU I ターン促進を図る。
	甲の役割	乙や兵庫県、関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進め、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進める。

3 産業振興

観光の振興	取組の内容	圏域の貴重な地球活動遺産である山陰海岸ジオパークを保護・保全するとともに、一層のPRに努め、特有の地域資源を活用した観光の振興を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ジオパーク活動に取り組み、観光の振興を図るとともに、必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ジオパーク活動に取り組み、観光の振興を図るとともに、必要な費用を負担する。

4 環境

循環型社会の構築	取組の内容	圏域の廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること及び循環型社会
----------	-------	--

		の構築に寄与することを目的としてごみ処理施設を運営する。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の運営に必要な費用を負担する。

5 防災

防災力の向上	取組の内容	大規模災害発生時における相互応援協定に基づき、圏域の応援体制の強化を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成29年 月 日

豊岡市中央町2番4号

甲 豊岡市

豊岡市長 中 貝 宗 治

美方郡香美町香住区香住870番地の1

乙 香美町

香美町長 浜 上 勇 人

定住自立圏の形成に関する協定書（変更箇所）

変更前			変更後		
別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野			別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野		
1 医療			1 医療		
周産期医療体制及びネットワークの整備	取組の内容	公立豊岡病院に、 <u>周産期医療センターを整備するとともに、運営体制等と併せて機能の充実を図る。</u> 南但馬の分娩体制を維持するため、公立八鹿病院と公立豊岡病院との周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。	取組の内容	但馬 <u>こうのとり周産期医療センター</u> の 機能の充実を図る。 南但馬の分娩体制を維持するため、公立八鹿病院と公立豊岡病院との周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。	甲の役割
		(1) 乙や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する <u>周産期医療センターを整備するため</u> に、取組の調整を図る。			
		(2) 乙や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、取組の調整を図る。			
周産期医療体制及びネットワークの整備	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する <u>周産期医療センターを整備するため</u>	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する <u>但馬こうのとり周産期医療センター</u> の運	

		—に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワーク構築に向けた検討を行う。
救急医療体制の充実	略	略

2 産業振興

略

3 環境

循環型社会の構築	取組の内容	圏域の廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること及び循環型社会の構築に寄与することを目的としてごみ処理施設を整備する。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ごみ処理

		—に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワーク構築に向けた検討を行う。
救急医療体制の充実	略	略

2 教育

専門職大学の誘致	取組の内容	圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やUIターン促進を図る。
	甲の役割	乙や兵庫県、関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進め、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進める。

3 産業振興

略

4 環境

循環型社会の構築	取組の内容	圏域の廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること及び循環型社会の構築に寄与することを目的としてごみ処理施設を運営する。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ごみ処理

		施設の整備の促進を図るとともに、整備及び運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の整備の促進を図るとともに、整備及び運営に必要な費用を負担する。
4 防災		
略		

		施設の 運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の 運営に必要な費用を負担する。
5 防災		
略		

第95号議案

新温泉町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について

新温泉町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について、豊岡市議会基本条例（平成24年豊岡市条例第52号）第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

（理由）

新温泉町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため。

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

豊岡市（以下「甲」という。）と新温泉町（以下「乙」という。）とは、平成25年7月1日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

救急医療体制の充実	取組の内容	ドクターカーの安定的な運行により、圏域の救命率の向上及び後遺症の軽減を図る。 また、圏域に小児救急医療電話相談を共同で設置し、症状に応じた適切な対処方法、受診への助言等を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。 (2) 乙や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。

2 教育

専門職大学の誘致	取組の内容	圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やU I ターン促進を図る。
	甲の役割	乙や兵庫県、関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進め、取組の調整を図る。

	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進める。
--	------	-------------------------------

3 産業振興

観光の振興	取組の内容	圏域の貴重な地球活動遺産である山陰海岸ジオパークを保護・保全するとともに、一層のPRに努め、特有の地域資源を活用した観光の振興を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ジオパーク活動に取り組み、観光の振興を図るとともに、必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ジオパーク活動に取り組み、観光の振興を図るとともに、必要な費用を負担する。

4 環境

循環型社会の構築	取組の内容	圏域の廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること及び循環型社会の構築に寄与することを目的としてごみ処理施設を運営する。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の運営に必要な費用を負担する。

5 防災

防災力の向上	取組の内容	大規模災害発生時における相互応援協定に基づき、圏域の応援体制の強化を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成29年 月 日

豊岡市中央町 2 番 4 号

甲 豊岡市

豊岡市長 中 貝 宗 治

美方郡新温泉町浜坂2673番地の1

乙 新温泉町

新温泉町長 岡 本 英 樹

定住自立圏の形成に関する協定書（変更箇所）

変更前			変更後		
別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野			別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野		
1 医療			1 医療		
略			略		
2 産業振興			2 教育		
略	循環型社会の構築	取組の内容	専門職大学の誘致	専門職大学の誘致	圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やUターン促進を図る。
			甲の役割	甲の役割	乙や兵庫県、関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進め、取組の調整を図る。
			乙の役割	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進める。
3 環境			3 産業振興		
略			略		
略			4 環境		
略	循環型社会の構築	取組の内容	循環型社会の構築	取組の内容	圏域の廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること及び循環型社会の構築に寄与することを目的としてごみ処理施設を整備する。

	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の整備の促進を図るとともに、整備及び運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の整備の促進を図るとともに、整備及び運営に必要な費用を負担する。
4 防災		
略		

	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の運営に必要な費用を負担する。
5 防災		
略		

第96号議案

業務委託契約の締結について

平成29年度サーバ仮想化基盤等更新業務について、下記のとおり委託契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 契約の目的 平成29年度サーバ仮想化基盤等更新業務
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 116,640,000円
- 4 契約の相手方 兵庫県豊岡市日高町浅倉27番地
株式会社 システムリサーチ
代表取締役 長谷川 豊

（備考） 履行期限 平成30年2月28日

－参考－

サーバ仮想化基盤 一式
バックアップ装置 一式

参考資料

機器の内訳

用 途	品 目	数量
サーバ仮想化基盤	仮想化基盤本体	5 台
	ハイパーコンバージドライセンス	10 本
	仮想環境管理サーバ	1 台
	付属装置	一式
バックアップ装置	バックアップアプライアンス本体	6 台
	LTO テープライブラリ	6 台
	付属装置	一式

機器以外の内訳

区 分	数量
システム構築作業費	一式
初年度機器保守経費	一式

第97号議案

農作物共済に係る無事戻金の交付について

平成29年度において、農作物共済に係る無事戻金を下記のとおり交付したいので、豊岡市農業共済条例（平成17年豊岡市条例第115号）第41条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年 9 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1 水稻

- | | | |
|-----|-----------------|---------------------------|
| (1) | 交付対象年度 | 平成26年度から平成28年度までの引受分 |
| (2) | 交付対象者 | 3,103 名 |
| (3) | 交付金額 | 2,372,475 円 |
| | ア 市が負担する額 | 1,779,357 円 |
| | イ 連合会特別交付金（予定額） | 593,118 円 |
| (4) | 交付時期 | 連合会から特別交付金の交付を受けた日から10日以内 |

第98号議案

果樹共済に係る無事戻金の交付について

平成29年度において、果樹共済に係る無事戻金を下記のとおり交付したいので、豊岡市農業共済条例（平成17年豊岡市条例第115号）第112条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1 なし

- | | | |
|-----|-----------------|---------------------------|
| (1) | 交付対象年度 | 平成26年度から平成28年度までの引受分 |
| (2) | 交付対象者 | 5 名 |
| (3) | 交付金額 | 18,356 円 |
| | ア 市が負担する額 | 0 円 |
| | イ 連合会特別交付金（予定額） | 18,356 円 |
| (4) | 交付時期 | 連合会から特別交付金の交付を受けた日から10日以内 |

第99号議案

畑作物共済に係る無事戻金の交付について

平成29年度において、畑作物共済に係る無事戻金を下記のとおり交付したいので、豊岡市農業共済条例（平成17年豊岡市条例第115号）第131条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1 大豆

- | | | |
|-----|-----------------|---------------------------|
| (1) | 交付対象年度 | 平成26年度から平成28年度までの引受分 |
| (2) | 交付対象者 | 10 名 |
| (3) | 交付金額 | 609,883 円 |
| | ア 市が負担する額 | 19,147 円 |
| | イ 連合会特別交付金（予定額） | 590,736 円 |
| (4) | 交付時期 | 連合会から特別交付金の交付を受けた日から10日以内 |

第100号議案

園芸施設共済に係る無事戻金の交付について

平成29年度において、園芸施設共済に係る無事戻金を下記のとおり交付したいので、豊岡市農業共済条例（平成17年豊岡市条例第115号）第155条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1 園芸施設

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 交付対象年度 | 平成26年度から平成28年度までの引受分 |
| (2) 交付対象者 | 17 名 |
| (3) 交付金額 | 232,909 円 |
| ア 市が負担する額 | 210,874 円 |
| イ 連合会特別交付金（予定額） | 22,035 円 |
| (4) 交付時期 | 連合会から特別交付金の交付を受けた日から10日以内 |

第 101 号議案

平成 28 年度豊岡市水道事業剰余金の処分について

平成 28 年度豊岡市水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

平成 28 年度豊岡市水道事業未処分利益剰余金 654,728,983 円のうち、1,100,000 円を豊岡市奨学基金積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

第 102 号議案

平成 28 年度豊岡市下水道事業剰余金の処分について

平成 28 年度豊岡市下水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

平成 28 年度豊岡市下水道事業未処分利益剰余金 883,566,734 円のうち、344,140,944 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。